

淀川水系流域委員会 第7回利水部会検討会（2003.10.12開催）結果概要

03.11.30 庶務作成

開催日時：2003年10月12日（日） 10:00～12:00

場 所：ぱ・る・るプラザ 5階 会議室2

参加者数：委員10名

1 決定事項

- ・ 10月24日（金）13:00～15:00に第5回利水部会を開催する。
- ・ 利水部会とりまとめ（案）修正の役割分担が、以下のとおり決定された。
 - 1、2(1)3)・4)、(2)、(3)：池淵部会長
 - 2の前文：仁連委員
 - 2(1)1)・2)：榭屋委員
- ・ 部会とりまとめ（案）の修正を受けて、池淵部会長は、意見書（素案）の「4 利水」の修正案を10月15日（水）の作業部会に提出する。
- ・ 整備内容シートに関する意見は、各委員から出された意見をもとに、榭村部会長代理がとりまとめ、10月14日（火）17:00までに池淵部会長に提出する。

2 審議の概要

- ・ 資料2-1-1「利水部会とりまとめ（案）」及び資料2-2-1「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）」の内容・整合性について意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

3 主な意見

<利水部会とりまとめ（案）に関する意見交換>

「1 基本的な考え方」について

- ・ 構成としては、まず委員会の提言内容がコンパクトにされたもの、次にこれに対する基礎原案の利水に関わる部分の内容及びその評価、最後に利水部会の意見、といった大きく3部構成にすべきである。
- ・ 第6パラグラフに「考えうる実行可能な節水対策を実施し」とあるが、これは水道事業者がやることであって、河川管理者の権限を逸脱している。
節水対策だけでなく、水需要抑制や渇水対策にしても同様であるが、「権限外のことにも踏み込み、誘起・誘導するなどの姿勢で臨むべき」という書き方の文章にしておきたい。（部会長）
- ・ 基礎原案3章では、「水需要予測の見直しを踏まえて～」という表現になっている。これでは、予測の見直しが進まない限り次に進めない恐れがある。委員会としては、「新規の水資源開発は行わない」という原則に立ち、水需要抑制を進める（併行して予測の

見直しも行うとして)ことを中心に記述すべきと意見したい。最後の意見記述部分を「水需要抑制策の推進」に絞った記述にした方が良い。

「2 各項目別の指摘事項」

- 水需要抑制に向けたインセンティブ施策として、河川管理者は、許可水利権者に、水を使うということに対する費用負担を求めることができるのではないかと。
それでは、国が淀川の水の権利を持っていることになる。河川の原水は、地域全体のものであり(河川公水論) 国が使用料金を徴収することはできない。
「公物である水を利用して私的な利益を得る」という視点に立てば、現行法でも費用負担をもとめることが可能であると思われる。
現在の社会システムでは、水道事業者がインセンティブを設けて節水を図るなど、水需要抑制に向けた取組みを行うことは難しく、そこが問題である。意見書のなかでは、20・30年の将来像を提言するという意味でも、「調査・研究の対象とすべき」として位置づけておきたい。
- 新規水資源開発の中には、雨水の利用や水の再利用、地下水利用も入ってくる。このあたりは、強調しておきたい。
雨水利用や再利用等を行うよりも、上水道を使ってそのまま垂れ流す方が安い、という現在の水利用のシステムに問題がある。河川管理者の権限外のことであるが、意見書では「水道管理者などに指導調整すべき」という書き方にしておきたい。(部会長)
- 基礎原案の「4.4 利水 (1) 水需要の抑制 1)水需要の抑制」では、「再利用や雨水利用を含めた具体的方策により」とあるが、具体的な整備内容シートの「5.4 利水」では、水需要の抑制について全く触れられていない。このことについては、とりまとめ(案)の「1)水需要の抑制」で明言しておくべきではないか。
- 基礎原案の「5.4 利水 (1)利水者の水需要の精査確認」では、「水利権更新の際に精査確認し」とあるが、水利権更新の際では遅すぎる。平成30年、40年まで、精査確認がされないことは問題である。意見書では、精査確認を早急にすべきと明言すべきである。
- 水需要予測については、利水者が出した需要予測を積み上げるだけの従前の方式ではなく、河川管理者自らが、流域全体での水需要の把握、予測の姿勢を持つべきである。
「新規の水需要開発を行わない」ことを原則としておきながら、一方で、「水需要の予測をきちんと行え」と言うのは、矛盾していないか。
「新規の水資源開発は原則として行わない」とするならば、ダム建設における利水目的は、認めないとすべきである。
淀川水系は水使用の原単位が過大(余裕がある) 生活の質を落とさずに水使用原単位を落とすことが可能 すでに余裕のある利水者は用途間転用する その他の利水者は節水、再利用、という流れで、記述してはどうか。

水需要の抑制全体に関わる内容なので、利水部会取りまとめ案の中では、水利用の抑制・転用・融通の位置づけと併せて、2の前文として明記すればよい。

- ・ 「4) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」については、運用の見直しは、当然積極的に行うべきとの意見にしておきたい。(部会長)
- ・ 「(2) 渇水への対応」の新たな渇水調整方式の具体的内容が不明確なので、そこを詳しく述べるべきではないか。意見書(素案)の方に、「(3) 渇水への対応」で「～『弱者切捨て』につながる恐れがあり、」等とあるが、これは何を意味するのか。(部会長)

例えば、琵琶湖総合開発に拠出した金額に応じて、渇水時に琵琶湖からの水供給を調整するとなると、京都府は負担額が少ないために真っ先に供給を打ち切られるということになる。このことを「弱者切捨て」と言い、意見書の中ではこれについて「社会正義という観点からは容認できない面がある」としている。

新たな渇水調整方式については、水需要抑制施策の達成度や実効度を考慮した渇水調整方式が必要であり、水需要抑制に向けた努力を行っている自治体への反映も考慮した、実態に合った方式への変革が求められている。

- ・ 水需要管理協議会では、住民と行政の公平性が担保されるようなメンバー構成をするなどの体制づくりが必要である。

その他

- ・ 例えば1ページの最終行の文末「～項立が望ましい」のように、意見書に比べ強調の度合いが弱いところがあるなど、表現スタンスの違いが散見されるので、それらは全て意見書素案で書かれている方のスタンスに合わせることにする。(部会長)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。